

ご存知ですか 未成年者飲酒禁止Gメン

大正11年から公布されている未成年者飲酒禁止法という法律があります。最近、平成12年と13年にこの法律の改正がありました。未成年者が自分で飲むためのお酒を買いに来たことがわかっているのに、あえてお酒を売った酒販店には罰金が課される、という罰則強化です。さらに、酒販店には顧客の年齢確認も義務付けられました。そして同時に、酒税法の改正もされ、罰金店になると、酒類販売免許が取り消される、ということになりました。

酒自販機では年齢確認ができませんので、酒販店は自主的に深夜（午後11時から翌朝5時まで）稼働を停止するとともに、業界として自販

機撤廃、もしくは成人識別機能付き自販機への転換を推進しています。

酒自販機数は平成8年3月31日に全国で185.8千台あったのに対し、平成20年4月1日は12.8千台（残存率は6.9%）と激減しています。

実は、酒自販機撲滅への最大の推進者は国税庁です。そして、店頭販売での未成年者確認についても並々ならぬ意欲をもっています。未成年者飲酒禁止法での取り締まりは警察の仕事ですが、国税庁は酒販店の免許の付与、取り消し等を行う所管庁として酒販店を強力に指導しています。

ところで、酒類販売管理協力員制度というのを知っていますか。

平成18年度から始まった制度で、国税庁が募集した「酒類販売管理協力員」が自宅周辺の酒販店に行き、買い物等をする機会を利用して、未成年者飲酒防止に関する表示や店頭価格の状況を確認し、その内容を所定の用紙に記載して税務署に提出するというものです。

毎年8月に募集していて、委嘱された場合は、その日から翌年2月までの期間従事することになります。募集人数は、全国で2,000名程度、謝金は確認状況の連絡件数1件当たり1,000円（交通費等を含む）です。選定基準は、20歳以上で、酒について多少知識があり、税務署にちよくちよく行ける人、といったところででしょうか。

今年も8月に募集があるとされます。ボランティアのGメンみたいなものが応募してみませんか。

「さまざまのこと思ひ出す桜かな 芭蕉」
校門の桜が懐かしい新学年、官庁も新年度のスタートです。税金の納付書の年度欄も中身は過年度分でも「21」が入ります。
月末から5月にかけての大型ゴールデンウィークは、連休するにしろ、暦どおり営業するにしろ、十分に打ち合わせをしてソゴのないようにしたいものです。
5日清明、20日穀雨。



神は行動しない者には
決して手を差し伸べたりしない。

(ギリシャの詩人 ソフォクレス)

4月の税務メモ

(国 税)

- 3月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告

10日

15日

30日

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 3月分個人住民税特別徴収分の納付
- 給与支払報告書の異動の届出
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告
- 非課税法人の住民税均等割の申告
- 軽自動車税の納付
- 固定資産税、都市計画税の納付
- 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。